

指定給水装置工事事業者指定内容変更届出書について

指定給水装置工事事業者指定内容の変更があった工事店は、条例に基づいて大町市に届出を行って下さい。

記

◆事業所の名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の変更

【届出書類】

①指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 様式第10（第34条関係）

【添付書類】

〔法人の場合〕 定款(又は寄附行為)及び登記簿謄本（履歴事項全部証明書でも可）

〔個人の場合〕 住民票の写し（本籍・国籍など省略しないもの）

◆法人にあっては役員の変更

【届出書類】

①指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 様式第10（第34条関係）

②誓約書 様式第2（第18条及び第34条関係）

【添付書類】

履歴事項全部証明書（原本）

◆主任技術者の変更

【届出書類】

①給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 様式第3（第22条関係）

【添付書類】

〔選任の場合〕 給水装置工事主任技術者免状の写し

◆指定給水装置工事事業者の廃止、休止、再開

廃止・休止の場合は30日以内に届出書を提出して下さい。

再開の場合は10日以内に届出書の提出をして下さい。

【届出書類】

①指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書 様式第11（第35条関係）

【添付書類】

〔廃止・休止の場合〕 「大町市水道指定給水装置工事事業者指定証」（原本を添付）

〔記入上の注意〕

- ・届出者は、法人名等記入して下さい。
- 個人においては屋号がある場合は記入して下さい。
- ・各届出書の日付欄は届出日を記入して下さい。